

西東京市工事成績評定実施要領

第1 目的

この要領は、西東京市契約事務規則（平成13年西東京市規則第58号。以下「規則」という。）第66条の2の規定に基づき、工事の請負契約に関する成績の評定（以下「評定」という。）を実施するために必要な事項を定め、厳正かつ適切な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

第2 評定の対象

評定は、西東京市検査事務規程の運用基準（平成22年6月30日付22西総契第37号市長決裁）第2第2号の規定による検査員検査の対象となる工事のうち、1件の契約金額が250万円を超えるものについて、西東京市検査事務規程（平成13年西東京市訓令第26号。以下「規程」という。）第3条第1号に規定する完了検査の際、行うものとする。ただし、次の工事については、評定を省略することができる。

- (1) 電気、電話、ガス又は下水道の引込み工事
- (2) 維持補修工事
- (3) 解体、除却、撤去等の工事
- (4) 機器の設置、交換又は補修の工事
- (5) 災害等に伴う緊急工事
- (6) その他評定に適しない工事

2 契約金額を変更した場合、前項の評定の対象となる契約金額は、変更する前の当初の契約金額とする。

第3 採点基準

評定の採点基準は、次の表による4段階とする。ただし、評定する項目の性質を勘案し、より適切な評定を行うために必要であるときは、項目ごとに別に基準を定めることができる。

評 定	採点基準
良 好	十分である。明確で、わかりやすい。記録の整理に工夫が見られる。
標 準	支障なく対応された。 なお、当該工事に該当しない項目については、「標準」を選択する。
やや劣る	記録の提出は適時であったが、修正が必要であった。 または、施工への影響が心配されたので、監督員が書面で是正を指示した。
劣 る	監督員が書面で是正を指示したが、速やかに対応されなかった。

第4 総合評定

第3の規定により評定した各項目について、配点を合計し、評価点を算出する。この評価点をもって、次の表に定める総合評定を判断するものとする。

総合評定	評価点（100点満点）	評価の内容
A	85点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75点から84点まで	良好な工事
C	65点から74点まで	標準的な工事
D	55点から64点まで	改善を要する工事
E	54点以下	今後の指名に影響を及ぼす工事

第5 評定者

工事の成績評定を実施する者（以下「評定者」という。）は、規則第62条に定める監督員、監督員が所属する課の係長又は職員並びに規程第5条第1項第2号又は第3号の職員（以下「検査員」という。）とする。

第6 評定の方法

評定に当たり、評定者は、工事成績評定表（様式第1号）及び工事成績評定表の考査項目（様式第2号の1から様式第2号の4まで）（以下「評定表等」という。）を作成する。

2 評定者が作成する評定表等は、次のとおりとする。

- (1) 監督員は、様式第2号の1から様式第2号の2まで（所見を含む。）
- (2) 監督員の上司は、様式第2号の3（所見を含む。）
- (3) 検査員は、様式第2号の4（所見を含む。）

第7 評定表等の取扱い

作成した評定表等は、総務部契約課長（以下「契約課長」という。）の決裁を受けるとともに、決裁後、速やかに工事を担当した課の長（以下「工事担当課長」という。）に送付するものとする。

2 契約課長は、前項の評定結果を受け、必要に応じて工事担当課長と協議するものとし、協議結果を西東京市指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）の委員長及び委員（以下「委員長等」という。）に報告するものとする。

3 契約課長は、評定結果を受けて受注者に工事成績通知書（様式第3号）をもって通知するものとする。ただし、前項の場合は、協議結果を受けて通知するものとする。

4 契約課長は、第1の目的のため年間の評定結果を取りまとめ、工事担当課長と協議を行い、その結果を委員長等に報告するものとする。

5 第1の目的以外に評定表等を使用する場合は、委員長等が協議の上、決定するものとする。

第8 評定への説明請求

第7による通知を受けた者は、評定に疑義があるときは、口頭又は書面により、契約課長へ説明を求めることができる。

2 前項の説明を求められたときは、契約課長は、工事担当課長とともに、速やかに

対応しなければならない。

第9 評定への苦情申立て

第8による説明を受けた者は、説明に疑義があるときは、通知を受理した日の翌日から起算して14日（西東京市の休日を定める条例（平成13年西東京市条例第3号）による休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に、総務部長へ書面により苦情を申し立てることができる。

- 2 総務部長は、前項による申立てを受理したときは、西東京市入札・契約制度調査検討委員会に付議し、その結果を書面により回答するものとする。

第10 評定への再苦情申立て

第9による申立てをした者は、第9第2項による回答に疑義があるときは、回答を受理した日の翌日から起算して14日（休日を含む。）以内に、市長へ書面により再苦情を申し立てることができる。

- 2 市長は、前項による申立てを受理したときは、委員会に付議し、その結果を書面により回答するものとする。

第11 評定の修正

評定者は、第7の通知をした後、苦情又は再苦情の申立てに係る審査結果その他の理由により、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 契約課長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

第12 評定表等の保存

作成した評定表等は、総務部契約課で管理し、5年保存とする。

第13 優秀な工事の公表及び表彰

総合評定がAに該当する工事については、成績優秀な工事として、市のホームページで公表するよう委員長等に推薦する。

- 2 前項の規定により公表する事項は、工事件名、受注者名、技術者名及び現場代理人名とする。
- 3 総合評定がAに該当する工事のうち、当初の契約金額が500万円以上の工事については、別に定める優秀工事表彰実施要領に基づき、成績優秀な工事として表彰する。

第14 改善の要請

契約課長は、総合評定がDに該当する工事を施工した受注者に、事情聴取の上、書面又は口頭で改善の要請を行うものとする。

- 2 総合評定がDに該当すると確定した日の翌日から起算して2年以内に、再度、総合評定がDに該当すると確定した者については、西東京市指名競争入札指名基準（平成13年1月25日付12西総管第3号市長決裁）第4第1号イの規定により、問題が改善されたことを確認できるまで、指名を制限する。
- 3 前項の規定による改善の確認は、該当する者が改善の計画書等を提出し、これを契約課長その他関係する工事担当課長が審査し、問題が改善されたと判断することをもって行う。

第15 成績不良

契約課長は、総合評定がEに該当する工事を施工した受注者について、事情聴取の上、西東京市指名停止基準（平成13年5月14日付13西総契第12号市長決裁）第3第3号の規定により3月以上6月以内の指名停止とするよう委員会に付議する。

- 2 前項の規定により、指名停止となった者は、問題を改善するための計画書等を提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成23年6月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日前までに、既に完了検査を実施した評定の対象工事（平成23年4月1日以降に完了検査を実施した工事）については、この要領を適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。